

台風24号により被害を受けた農家の皆さまへ

国において、次のような取組に対する支援が実施されます。

- 農業用ハウスや農業用機械等が壊れたりしたため修繕又は購入を行う
- まき直し・植え直しのため、種子や苗を購入する
- まき直し・植え直しのため、マルチを購入する
- 農地の生産力回復のため、土壌改良資材を購入する
- 農業機械が壊れたのでリースする

つきましては、下記の日程で支援の申請を受け付けます。
必要書類を持参の上、申請ください。

申請期限：平成31年1月8日（水曜）17時まで

申請場所：小林市役所 本庁舎 農業振興課（電話 23-0300）

野尻庁舎 地域整備課（電話 44-1100）

須木庁舎 地域整備課（電話 48-3130）

【ご持参いただくもの】

- 領収書、納品書、請求書など

※種子・種苗、マルチにつきましては、まき直し・植え直し前と後の購入伝票等をご準備ください。

- 施設の破損、ビニールの破れ、作物への被害等が確認できるもの（写真など）
- 取組ほ場の地番や場所が確認できるもの
- 共済金の支払状況がわかるもの
- 作業日誌
- 印鑑（認め）

※このほかの取組についても、支援対象となる場合があります。

事業の詳細や申請手続き等については、上記申請場所までお問い合わせください。